

(趣旨)
第1条 この規則は、大分市環境美化に関する条例(昭和61年大分市条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(その他公共の用に供する場所)
第2条 条例第2条第1号に規定する「その他公共の用に供する場所」とは、図書館、公民館、公会堂、キャンプ場及びバスターミナル等をいう。

(人が使用していない土地と同様の状態にあるもの)
第3条 条例第2条第2号に規定する「現に人が使用している土地であっても、相当の空閑部分を有することにより人が使用していない土地と同様の状態にあるもの」とは、当該土地に工作物を設置し、又は資材、廃材、土砂等を集積している土地であつて相当な空閑部分を有するものをいう。

(周囲に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる土地の状態)
第4条 条例第2条第3号に規定する「周囲に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる土地の状態」とは、次の各号の一に該当する状態をいう。

- (1) 農業生産物の育成を妨げる状態
- (2) 犯罪、火災又は交通事故を誘発するおそれがある状態
- (3) 廃棄物の不法投棄を誘発するおそれがある状態
- (4) その他市民の生活環境を悪化させるおそれがある状態

(雑草等除去業者のあっせん)
第5条 市長は、空き地の所有者、管理者又はこれらの者に代わつて空き地の管理をする者から雑草等除去業者のあっせんの申出があつたときは、雑草等除去業者のあっせんをすることができる。この場合において、除去に要する費用は、当該申出人の負担とする。

(特定散乱防止地域の指定)
第6条 条例第16条第1項に規定する特定散乱防止地域の指定は、空き缶等の散乱の状態及び地域的条件を勘案して行うものとする。

(平18規則88・一部改正)
(特定散乱防止地域の告示)
第7条 条例第16条第2項に規定する告示は、特定散乱防止地域の名称、区域及び指定年月日について行うものとし、その期間は14日間とする。

- 2 前項の告示は、指定日の30日前までに行うものとする。
- 3 前2項の規定は、特定散乱防止地域の指定の解除及びその地域の変更について、それぞれ準用する。

(平18規則88・一部改正)
(届出を要しない自動販売機)
第8条 次の各号に掲げる自動販売機は、条例第17条第1項及び第2項に規定する届出を要しない。

- (1) 工場、事務所等の敷地に設置される自動販売機で、その関係者以外に利用されないもの
- (2) 建築物の内部に設置される自動販売機で、当該建築物に立ち入らなければ利用することができないもの
- (3) その他市長があき缶等の散乱のおそれがないと認める場所に設置される自動販売機

(平18規則88・一部改正)
(自動販売機設置届等)
第9条 条例第17条第1項に規定する届出は、自動販売機設置届(様式第1号)又は自動販売機変更・廃止届(様式第2号)により行うものとする。

2 前項の自動販売機設置届は、当該自動販売機を設置しようとする日の7日前までに、自動販売機変更・廃止届は、変更又は廃止した日から7日以内に市長に提出しなければならない。

(平18規則88・一部改正)
第10条 条例第17条第2項に規定する届出は、自動販売機設置届により行うものとする。

2 前項の届出をした者が、当該届出に係る事項を変更したとき又はその届出に係る自動販売機による販売を廃止したときは、変更又は廃止した日から7日以内に自動販売機変更・廃止届により市長に届け出なければならない。

(平18規則88・一部改正)
(届出済証)
第11条 条例第17条第3項の届出済証は、様式第3号によるものとする。

- 2 前項の届出済証を亡失又はき損した者は、届出済証亡失・き損届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の届出を受理したときは、速やかに届出済証の再交付を行うものとする。

(平18規則88・一部改正)
(回収容器)
第12条 条例第18条に規定する回収容器の設置の場所は、あき缶等を回収するために容易な位置とする。

2 回収容器は、空き缶等の種類に応じ、それぞれ個別に設置するものとし、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 金属、プラスチックその他容易に破損しない材質であること。
- (2) 自動販売機1台当たり30リットル以上の容積であること。
- (3) 安定性があり、かつ、投入の容易なものであること。

3 回収容器には、次に掲げる表示をしなければならない。

- (1) 空き缶等以外のものを入れてはならない旨の表示
- (2) 金属、ガラス、紙及び石油化学製品ごとの専用回収容器である旨の表示

(平18規則88・一部改正)
(勧告)
第13条 条例第20条に規定する勧告は、勧告書(様式第5号)により行うものとする。

(平18規則88・旧第20条繰上・一部改正)
(完了報告)
第14条 空き地の所有者、管理者又はこれらの者に代わつて空き地の管理をする者は、前条の勧告書に従い雑草等の除去を完了した場合は、直ちに雑草等除去完了報告書(様式第6号)により市長に届け出なければならない。

2 廃棄物の不法投棄をした者は、前条の勧告書に従い当該廃棄物の除去を完了した場合は、直ちに不法投棄廃棄物除去完了報告書(様式第7号)により市長に届け出なければならない。

(平18規則88・旧第21条繰上・一部改正)
附 則

この規則は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則(平成8年規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年規則第2号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第88号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。

様式第1号(第9条関係)

(平18規則88・一部改正)

様式第1号(第9条関係)

(表)

自動販売機設置届

年 月 日

大分市長 殿

届出者 住所
氏名
電話番号

大分市環境美化に関する条例第17条第1項又は第2項の規定により届け出ます。

自動販売機	設置の場所	
	設置年月日又は設置予定年月日	年 月 日 (設置 設置予定)
	所有者の住所氏名	
	型式及び製造番号	
	販売する飲料の種類	
	販売する飲料の収納個数	
回収容器	販売する飲料の容器の種類	
	設置個数	
	材質	
	容積	
	管理の方法	
	管理者の住所氏名	

(裏)

自動販売機及び回収容器の配置図



様式第2号(第9条関係)

(平18規則88・一部改正)

様式第2号(第9条関係)

自動販売機変更・廃止届

年 月 日

大分市長 殿

届出者 住所
氏名
電話番号

大分市環境美化に関する条例第17条第1項の規定により届け出ます。

届出済証発行年月日及び番号	年 月 日 第 号
届出の種類	<input type="checkbox"/> 所有者の変更 <input type="checkbox"/> 住所(法人にあっては事務所の所在地)の変更 <input type="checkbox"/> 自動販売機の設置の場所の変更 <input type="checkbox"/> 回収容器の管理の方法の変更 <input type="checkbox"/> 廃止
変更・廃止の年月日	年 月 日
変更の内容	変更前
	変更後

(注) 該当する口にレ印を記入すること

様式第3号(第11条関係)

(平18規則88・一部改正)

様式第3号(第11条関係)



様式第4号(第11条関係)

(平18規則88・一部改正)

様式第4号(第11条関係)

届出済証亡失・き損届

年 月 日

大分市長 殿

届出者 住 所

氏 名

電話番号



大分市環境美化に関する条例施行規則第11条第2項の規定により届け出ます。

自動販売機届出年月日	年 月 日
届出済証番号	第 号
届出の種類	<input type="checkbox"/> 亡失 <input type="checkbox"/> き損

(注) 該当する□にレ印を記入すること。

様式第5号(第13条関係)

(平18規則88・旧様式第8号繰上・一部改正)

様式第5号(第13条関係)

勅告書
住所
氏名

指令第 号

あなたの は、大分市環境美化条例第 条第 項の規定に違反しているので、同条例第20条の規定に基づき、直ちに下記の措置を講ずるように勅告します。

年 月 日

大分市長 印
記

- 1 違反している事実
- 2 速やかに講じなければならない措置

[様式第6号\(第14条関係\)](#)

(平18規則88・旧様式第9号繰上・一部改正)

様式第6号(第14条関係)

年 月 日

大分市長 殿

住所
氏名 印

雑草等除去完了報告書

年 月 日付け大分市指令第 号で勅告を受けた下記の空き地の雑草等を除去したので報告します。

記

空き地の所在地	面積	除去完了年月日
	平方メートル	年 月 日

[様式第7号\(第14条関係\)](#)

(平18規則88・旧様式第10号繰上・一部改正)

様式第7号(第14条関係)

年 月 日

大分市長 殿

住 所
氏 名 印

不法投棄廃棄物除去完了報告書

年 月 日付大分市指令第 号で勧告を受けた下記の廃棄物を除去したので報告します。

記

- 1 廃棄物の投棄場所
- 2 廃棄物の種類
- 3 廃棄物の除去完了年月日
年 月 日